

平成27年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画の自己評価結果

(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかになった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
重点的に取り組む分野						
(1) 一者応札・応募に関する取組						
①契約審査会による定期的な契約の点検の実施		契約審査会において予定価格が250万円以上の案件すべてについて、公告期間が十分に確保されているか、応募要件が過度に限定的な要件になっていないか等の観点から点検を実施した。	参入可能者数の拡大を図ることにより一者応札・応募に関し、一定の改善が見られた。 【一者応札率】 平成26年度 平成27年度 52.0% ⇒ 50.8%	A	—	28年度においても引き続き実施する。
②公告期間の十分な確保	○	過去3か年の発注において類似の発注案件が一者応札・応募であった場合の公告期間を一般競争の場合は20日間、企画競争の場合は30日間確保(閉庁日(土曜、日曜、祝日、年末年始)を除く)した。	過去3か年の発注において類似の発注案件が一者応札・応募であった場合について複数の案件で改善が見られた。 【一者応札・応募件数】 平成26年度 平成27年度 11件 ⇒ 5件	A	—	28年度においても引き続き実施する。
③応募要件の緩和・見直し		受注実績を応募要件とする場合に、 ア) 公的機関であることなど発注元の制限を設けないこととした。 イ) 経過年数制限を設ける場合でも過去10年間の実績を認めることとした。	アンケートを実施し、記載内容の変更を実施。配信希望者の増加が見られた。 【調達情報メール配信登録者数】 平成26年度 平成27年度 522者 ⇒ 559者	A	—	28年度においても引き続き実施する。
④準備期間の十分な確保		業務等の内容に応じて契約(落札決定)後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定した。		A	—	28年度においても引き続き実施する。
⑤タイムリーな調達情報の提供		入札公告等を行うとほぼ同時に調達情報メールを全件発信した。		A	—	28年度においても引き続き実施する。
⑥発注予定情報の公表について		ホームページに掲載する発注予定情報について、情報の正確性確保のため、随時見直し・更新を行った。		A	—	28年度においても引き続き実施する。
⑦参加要件の更なる見直しについて		発注内容の特性から「茨城県内に本店・支店・営業所を有していること」を参加要件としている案件について応札者を増やすため支障のない範囲でこれら要件の緩和等を行った。		A	—	28年度においても引き続き実施する。
⑧準備期間の十分な確保について		人材派遣等で人員の手配が必要となる業務については、最低でも半月以上の準備期間を確保することとした。		A	—	28年度においても引き続き実施する。
⑨履行期間の十分な確保について		業務内容に対して適正な履行期間設定となるよう定例会議において周知するとともに契約審査会で審査した。		A	—	28年度においても引き続き実施する。
(2) 調達経費の削減等に関する取組						
共同調達について、経費削減等の観点から、従来より①～②の事項について共同調達を実施してきたが、平成27年度においては、新たに③の共同調達を実施していくことにより経費の削減を目指す。						
①つくば5機関(国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所)による共同調達の実施を継続する。		つくば5機関において、6件(事務用消耗品購入、OA用消耗品購入、コピー用紙購入、物品運送、ゴム印製作、トイレトイレットペーパー購入)の共同調達を実施した。	実施前と比較し、概ね調達コストが低減されている。	A	—	対象の拡大を検討しつつ、28年度においても引き続き実施する。
②国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所との共同調達・施設管理・運營業務		国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務(保全業務、警備業務、清掃業務)について、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所と共同調達を実施した。	入札の結果1者応札となり、経費は増加した。	A	業務をまとめたことにより入札参加者が減少し、競争性が発揮されなかった。	内閣府官民競争入札等監視委員会と調整を行い、H28年度から業務を分割し、共同調達を実施する。
③国土技術政策総合研究所(立原地区)との共同調達 ・構内除草せん定業務	○	入札不調により、契約内容の見直しを行い「せん定業務」のみ共同調達を実施した。	経費の削減が図られた。	A	—	28年度においても契約内容等の見直しを行った上で引き続き実施する。

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかになった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
調達に関するガバナンスの徹底						
(1) 随意契約に関する内部統制の継続						
随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審査会(総括責任者は理事長)に諮り、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとした内部統制を継続して実施する。		契約審査会において全件審査を行った。	公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達を実施していることを確認した。	A	—	28年度においても引き続き実施する。
(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組						
コンプライアンス講習会の開催 発注者綱紀保持を含むコンプライアンス講習会を定期的を実施する。		定例会議において、公的研究費等の不正使用の防止について注意喚起するとともに職員に改めて周知した。	職員の意識涵養により、不祥事の発生防止が図られた。	B	—	28年度においても引き続き実施する。
調達に関する内部チェックマニュアルの随時改訂 マニュアルの内容について、その時点において適正であるか否か、発生した不祥事の原因や国立研究開発法人建築研究所会計規程等との整合性の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を行う。	○	H28年3月に「会計・契約事務のわかりやすいマニュアル(Q&A)」を改訂し、所内配布を行った。		A	—	28年度においても引き続き実施する。
コンプライアンス携帯カードの作成・配布 常時携帯することが可能なサイズのカードにコンプライアンスに関するルール等をコンパクトにまとめたものを作成し、全役職員に配布する。	○	コンプライアンス携帯カードを全職員に配付した。		A	—	28年度においても引き続き実施する。

※
A: 計画に記載した内容を概ね実施した取組
B: 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて調整を行った取組
C: 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

評価指標は、「平成27年度調達改善計画の年度末自己評価の実施要領」(内閣官房行政改革推進本部事務局)に準拠